

クールシェアスポットロゴマーク使用に関する基本原則

令和6年5月31日 局長決裁

(趣旨)

第1条 この基本原則は、クールシェアスポットロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる者)

第2条 ロゴマークは、横浜市が実施するクールシェアスポットの取組の賛同者であることを証する目的と認められる範囲内で、横浜市、事業者等（以下「使用者」という。）が使用することができる。使用の際は、使用者は、この基本原則を遵守するものとし、事前にクールシェアスポットの取組に参加の意思表示をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークを使用してはならないものとする。

- (1) 営利目的（寄付金の募集など含む）のとき
- (2) 政治的、宗教的その他特定の主張を行う目的のとき
- (3) 法令及び公序良俗に反する目的、横浜市の信用または品位を害する目的、第三者の利益を害する目的及び反社会的であると認められる目的のとき
- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的な使用の目的のとき
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を横浜市が支援または公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき
- (6) その他、不相当であると横浜市が認めるとき

(使用上の遵守事項)

第3条 ロゴマークを使用する際は、ロゴマーク使用ガイドラインを遵守すること。

2 ロゴマークの使用期間は、6月から9月末までとし、期間外には使用しないこと。ただし、準備や撤去に一定の期間を要する場合、その他横浜市が認める場合は、この限りでない

(所管)

第4条 ロゴマークの使用管理及びこの基本原則に関する事務は、脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素社会移行推進部脱炭素ライフスタイル推進課が所管する。

附 則（令和6年5月31日局長決裁）

この基本原則は、令和6年6月1日から施行する。

CITY OF YOKOHAMA

クールシェアスポット 使用ガイドライン

ロゴマーク

クールシェアスポットロゴマークのコンセプト

多くの人々が認知しやすく、涼しいイメージがある、ペンギンを採用。温度計と一緒に表示することで、気温が高い日には熱中症に注意することを喚起。この場所がクールシェアスポットであることを文字でわかるようにしている。



クールシェアスポットロゴマークの色について

明日をひらく都市
OPEN x PIONEER
YOKOHAMA



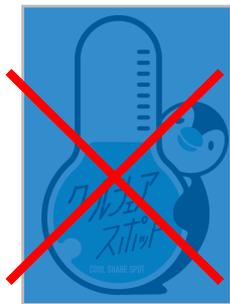
● : BLACK

● : PANTONE 319C
C70 M00 Y20 K00

BASE : WHITE

クールシェアスポット ロゴマークの使用禁止例

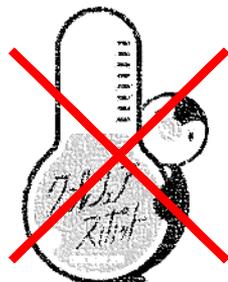
背景色との関係で、著しく視認性を妨げる使用は避けてください。



形を変えたり、色を変えたり、要素を追加したりなどの使用は避けてください。



色を変えない



アウトラインを変えない



バランスを変えない



反転させない